

資 料(諸控除・年金・金融)

〔検討事項の課題と方向性〕

平成23年12月15日

財 務 省

所得税：諸控除の見直しについて

1. 課題

(1) 扶養控除

- 近年、扶養控除については、「控除から手当へ」の考え方に則した改革を実施してきた結果、子育て世帯については、中低所得者層における負担軽減が一定程度、実現。
- 今後のあり方を検討する上では、関連する社会保障制度など、他の政策手段との関係についても考慮する必要。

(2) 配偶者控除

- 見直しに慎重な意見がある一方、雇用機会均等や男女共同参画の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的で公正なものとなるように見直すべき等、見直しに積極的な意見。

(3) 給与所得控除

- 課税の適正化等の観点から、平成 24 年度税制改正において、上限を設定。
- 一方、控除が給与所得者の必要経費に比して過大となっていることを示唆する試算等もある。

2. 改革の方向性

(1) 扶養控除

- 今後の扶養控除のあり方については、
 - ・ 真に担税力の減殺に配慮が必要な方が対象となっているかとの観点や、
 - ・ 課税ベースの拡大等の観点から、今後さらに具体化される社会保障制度の内容も踏まえた上で、検討していくこととしてはどうか。
- 平成 23 年度税制改正案で積み残しとなった成年扶養控除については、上記の観点から、扶養控除のあり方を検討する中で、あらためて検討することとしてはどうか。
- なお、番号制度の実施状況も確認しながら、将来的に給付付き税額控除が導入される場合には、それも踏まえて、あらためて扶養控除のあり方についても検討することが考えられるのではないか。

(2) 配偶者控除

- 配偶者控除については、配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き、抜本的に見直す方向で、様々な観点から検討していくこととしてはどうか。

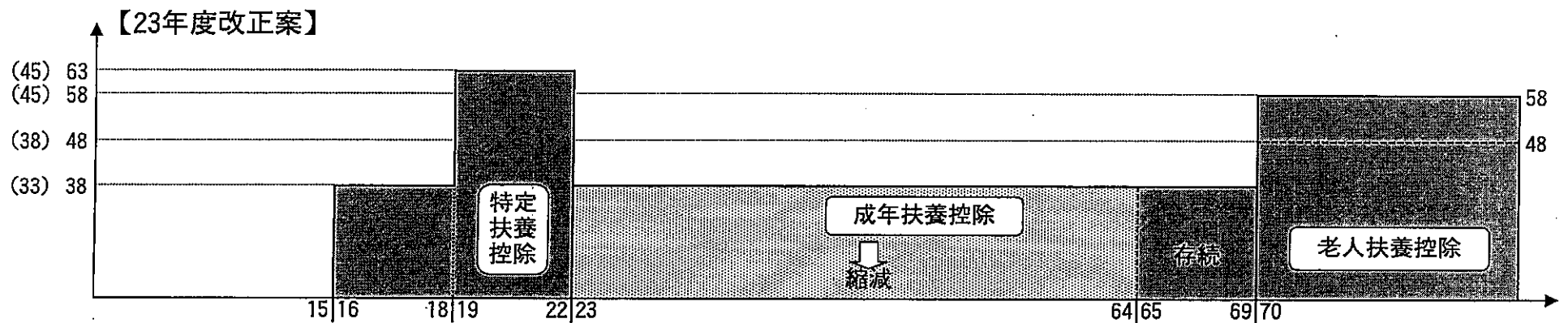
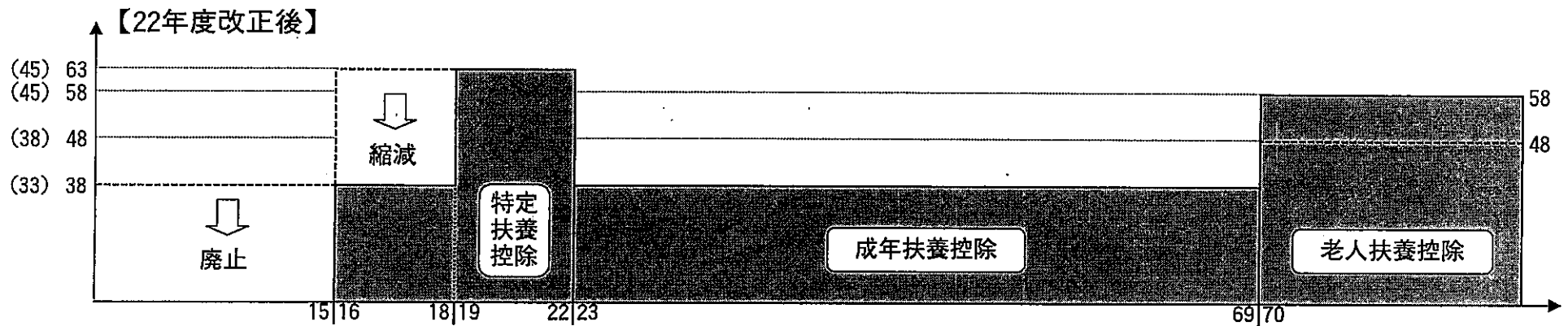
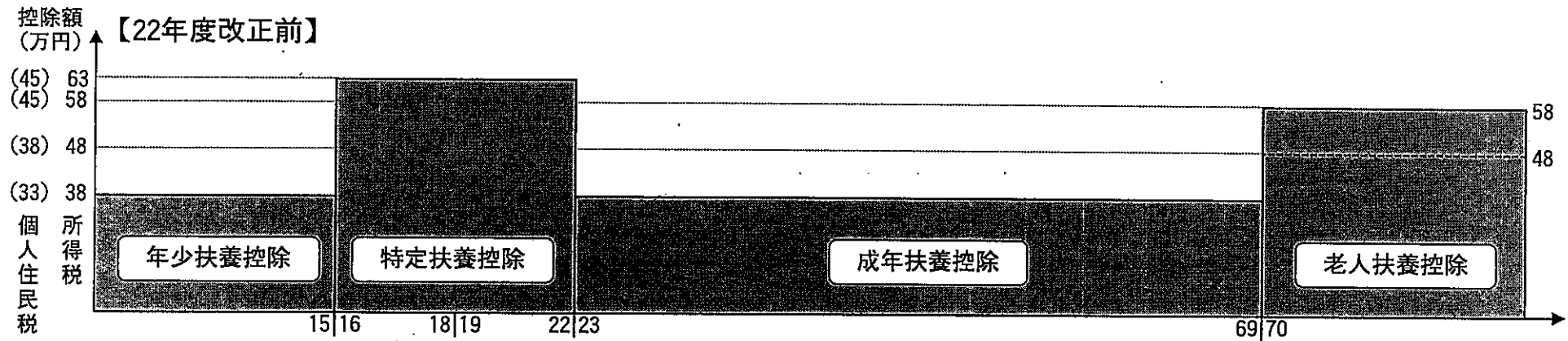
(3) 給与所得控除

○ 給与所得控除については、

- ・ 給与所得者の必要経費と考えられる支出は給与収入の約6%であるとの試算もあり、控除が必要経費に比して過大となっていないか、
- ・ 就業者に占める給与所得者の割合が約9割となっている現状を踏まえれば、「他の所得との負担調整」の必要性は薄れてきているのではないか、

といった観点から、実態を踏まえつつ、今後、さらにそのあり方について検討していくこととしてはどうか。

平成22年度改正・23年度改正法案（衆議院財務金融委員会での修正前）における扶養控除の見直しのイメージ



平成23年度税制改正主要事項にかかる提言（抄）

2010年12月6日

民主党

○配偶者控除

配偶者控除については、本来ライフスタイルの選択に中立な税制にどう変えていくかが議論の出発点の
はずであり、特定の所得層を境目に働き方が制約されるべきではない。課税単位を世帯単位、個人単位
のいずれにしていくのかという個人所得課税の根本的な議論もあり、所得、資産、消費を含む税制抜本改革
の議論の中できちんと検討していくべき課題であり、来年度改正については慎重な判断を求める。

配偶者控除は、「控除から手当へ」という理念の中で検討されてきた。しかしながら、子ども手当の対
象となる子どものいない世帯においては見合いの給付がなく、特にすでに子育てを終え年金で暮らしてい
る世帯を中心に納得が得られるかどうかということ、家事労働への評価など、多くの論点が残されている。

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定〕

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

2. 個人所得課税

（1）所得税

② 改革の取組み

ニ 配偶者控除

配偶者控除については、夫婦が生活の基本的単位である点を重視する考え方等から、その見直しに慎重な意見もありますが、雇用機会均等の理念から、制度が働き方の選択に対してできる限り中立的で公正なものとなるように見直すべきではないか、また、配偶者の家事労働には納税者本人にとっての経済的価値があり、配偶者の存在を担税力の減殺要因と捉えることは必ずしも適当ではないのではないか、という見直しに積極的な意見があります。

このような配偶者控除を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、配偶者控除については、平成 24 年度税制改正以降、抜本的に見直す方向で検討します。

所得税：年金課税について

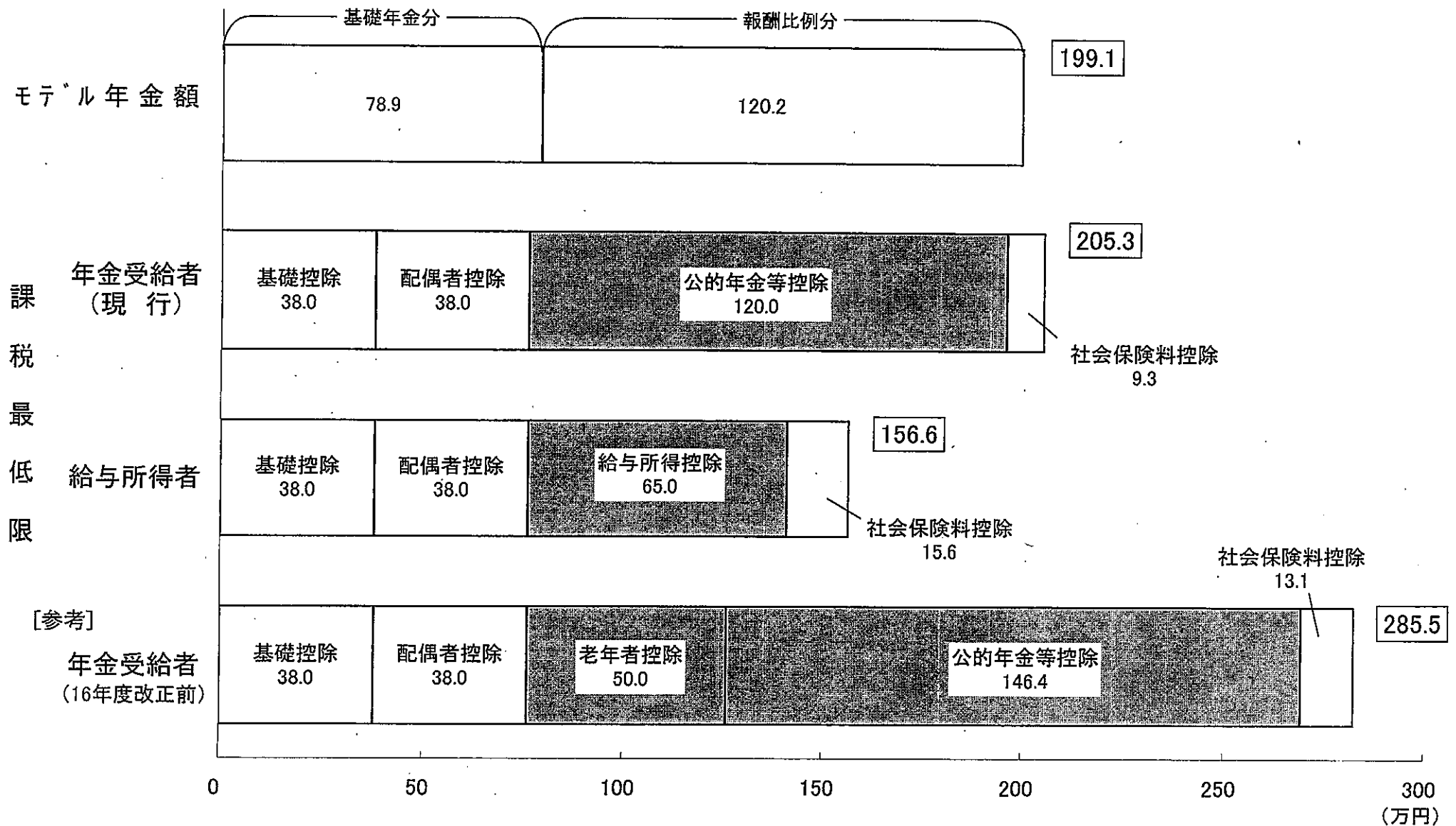
1. 課題

- 年金課税については、平成 16 年度において一定の見直しを実施したが、現状でも、高齢者は、現役世代（給与所得者）に比べ優遇されている状況。【世代間の公平性】
 - ・ 年金受給者（夫婦世帯）の課税最低限 205 万円に対し、給与所得者（夫婦世帯）の課税最低限は 156 万円。
 - ・ また、年金受給者の課税最低限は、いわゆるモデル年金額（199 万円）を上回る水準。したがって、標準的な年金受給者は課税されていない。
- 企業年金など高額な年金収入を得ている方、給与を得ながら年金を得ている方もいるなど、高齢者（年金受給者）の態様は様々。【世代内の公平性】

2. 改革の方向性

- 年金課税のあり方は、年金の給付水準や負担のあり方など、年金制度そのものと密接に関連する問題であり、今後、年金制度改革を踏まえつつ、見直しの議論を行っていく必要があるのではないかな。
 - ・ その際、年金収入の増加に応じて控除額が増加していく公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討しつつ、世代間・世代内の不公平の是正に一体的に資する改革を模索する必要があるのではないかな。
 - ・ また、年金受給者の増加を踏まえ、現在、雑所得に分類されている「年金所得」について所得区分を見直すことも考えられるのではないかな。
 - ・ 年金については、拠出時に社会保険料控除が適用され、給付時に公的年金等控除が適用されることについて、どう考えるかな。

モデル年金額と課税最低限

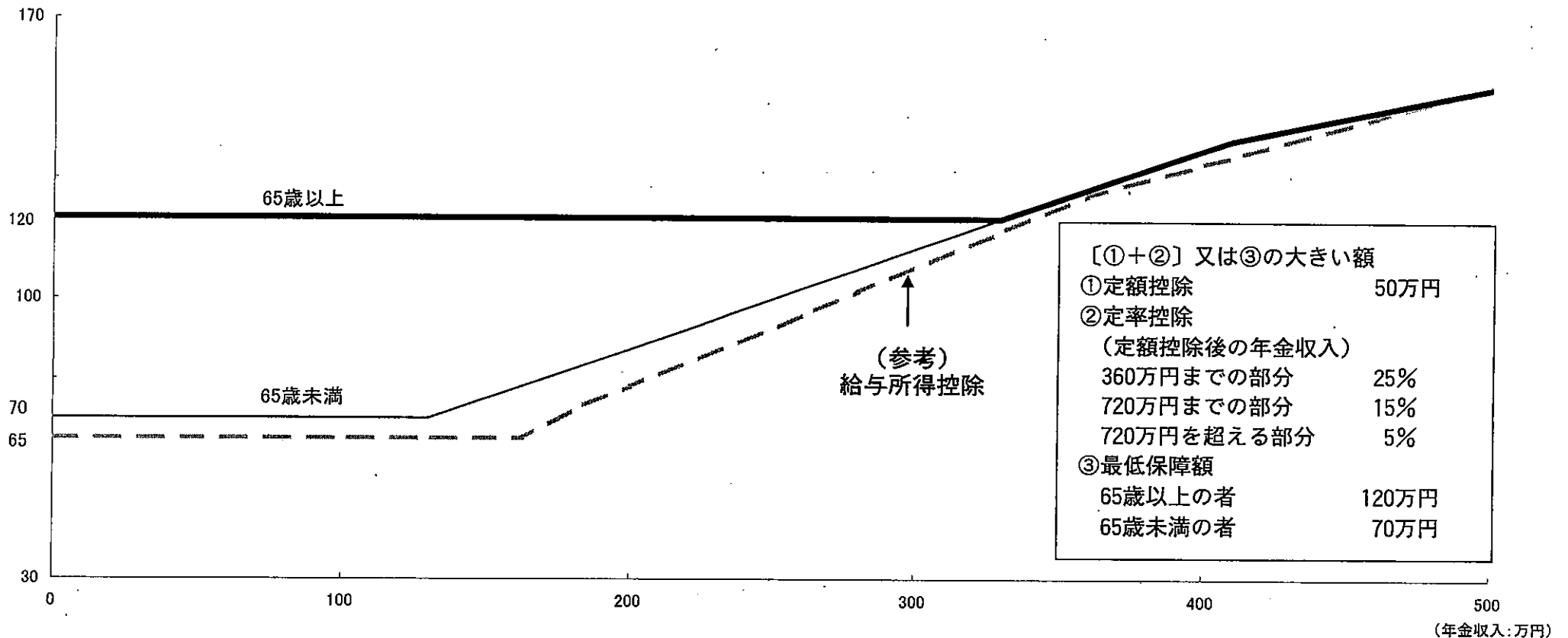


(注) 1.モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額（22年度物価スライド実施後）である。
 2.年金受給者の課税最低限については、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者として計算している。

公的年金等控除制度の概要

○ 公的年金等については、公的年金等控除の適用がある。

(控除額: 万円)



[モデル年金額] 199.1万円

[課税最低限] ○年金受給者(夫婦世帯): 205.3万円

(参考) 給与所得者(夫婦世帯): 156.6万円

(注) 1. モデル年金額は、平均的な賃金で40年加入の場合のサラリーマンの受け取る年金額(22年度物価スライド実施後)である。

2. 年金受給者の課税最低限は、本人は65歳以上の者、配偶者は70歳未満の者で構成する夫婦世帯のものである。

3. 課税最低限の算出においては、一定のモデル式による社会保険料が控除されるものとしている。

主要国における公的年金税制

(2011 年 1 月現在)

			日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出 段階	給 与 所得者	事業主負担分	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入	損金算入
		本人負担分	控除あり(全額)	控除なし	控除なし	控除あり(限度額あり) (注 2)	控除あり(全額)
給付 段階	所得計算上の特例措置		控除あり	所得算入の特例あり (注 1)	特例なし	所得算入の特例及び 控除あり (注 3)	控除あり(注 4)

- (注 1) 公的年金の一部(50%)は、原則として総所得に算入される。ただし、当該公的年金及びそれ以外の所得を勘案して税法に定められた暫定所得(provisional income)が一定水準未満の場合は、公的年金は総所得に算入されず、また暫定所得が一定水準以上の場合は、総所得に算入される公的年金は増額される(最大 85%)。
- (注 2) 年金保険料及び疾病保険、介護保険等の社会保険制度に対する社会保険料と生命保険料の合計額に対する実額控除(ただし、限度額あり)又は概算控除が認められる(ただし、概算控除は給与所得者の源泉徴収段階のみ適用)。
- (注 3) 受給が開始された年度に応じて、給付額の一定部分が課税対象となる(受給開始が 2005 年以前の納税者は課税対象となる割合が 50%、2006 年以降の納税者は 50%から毎年上昇)。また、当該部分について、他の一定の年金給付の課税対象部分と併せて、年 102 ユーロ(約 1.1 万円)の控除が認められる。
- (注 4) 年金額に対する 10%の控除(最低控除額 374 ユーロ(約 4.2 万円)、控除限度額 3,660 ユーロ(約 41.0 万円))が認められる。
- (備考) 邦貨換算レートは、1ユーロ＝112 円(裁定外国為替相場:平成 22 年(2010 年)11 月中における実勢相場の平均値)。

所得税：金融所得課税の一体化について

1. 課題

- 金融所得課税については、
 - ・ 様々な金融商品間の課税の中立性を確保する
 - ・ 個人投資家にとって判りやすい簡素な税制とする
 - ・ 一般の個人投資家の投資リスクの軽減を図るとの観点から、
 - ① 金融所得間の課税方式の均衡化（20％分離課税化）と
 - ② 損益通算範囲の拡大を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組みを引き続き進める必要。

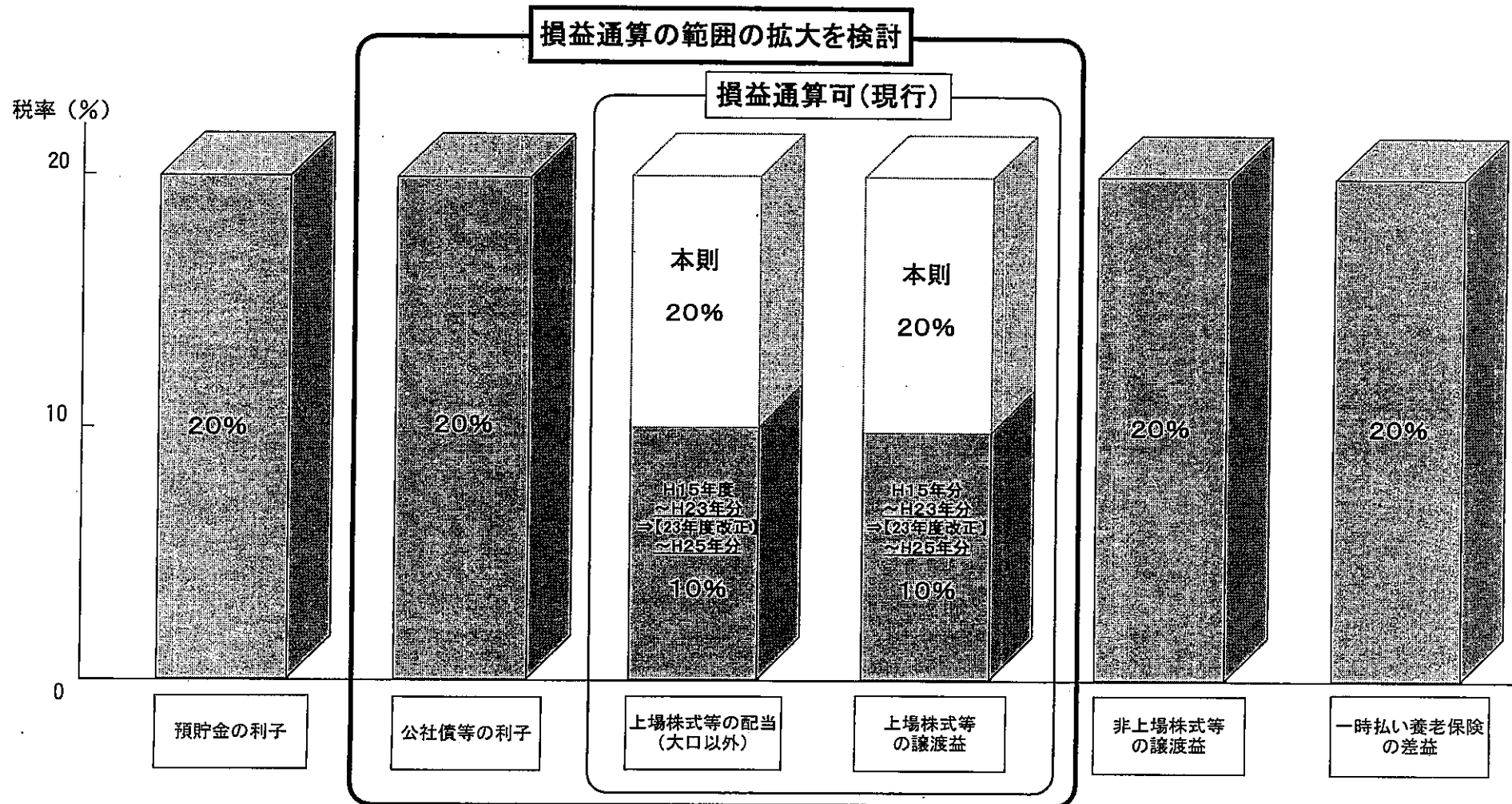
- 一方、現行の上場株式の配当・譲渡所得等に係る 10％の軽減税率は、
 - ・ 課税の中立性を確保する観点、
 - ・ 損益通算範囲の拡大を進める観点、
 - ・ さらには税負担の公平性の観点、を踏まえれば、20％の本則税率とすべきもの。

2. 改革の方向性

- 金融所得課税の一体化の推進については、平成 23 年度税制改正大綱で決定されているとおり、以下の点を確実に実施。
 - ・ 経済金融情勢が急変しない限り、平成 26 年 1 月から、20%の本則税率とすること。
 - ・ 同時に、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版ISA」）を導入すること。
- 上記の措置が円滑に実施されるよう、関係府省庁は、証券会社・銀行等とともに、所要の準備を進めることとする。
- また、投資リスクの軽減等を通じて一般の個人投資家が一層投資しやすい環境を整えるため、平成 26 年 1 月から 20%の本則税率となることを踏まえ、その前提の下、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討。

主な金融商品の税率

- 税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、税率等の課税方式を均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



- (注) 1 上記のほか、「定期積金の給付補てん金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
 2 税率20%の場合は所得税15%、住民税5%であり、税率10%の場合は所得税7%、住民税3%である。

平成 23 年度税制改正大綱（抄）

〔平成 22 年 12 月 16 日
閣 議 決 定〕

第 2 章 各主要課題の平成 23 年度での取組み

2. 個人所得課税

（1）所得税

② 改革の取組み

ホ 金融証券税制

金融証券税制については、個人金融資産を有効に活用し、我が国経済を活性化させるためにも、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があります。

現行の上場株式等の配当・譲渡所得等に係る 10%軽減税率は、公平性や金融商品間の中立性の観点から、20%本則税率とすべきですが、景気回復に万全を期すため、2 年延長し、平成 26 年 1 月から 20%本則税率とします。これに伴い、非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（いわゆる「日本版 ISA」）の導入時期については、平成 26 年 1 月からとします。これらの措置については、経済金融情勢が急変しない限り、確実に実施することとします。

現在、店頭金融デリバティブ取引に係る所得については、総合課税としていますが、金融商品間の課税の中立性を高める観点から、市場金融デリバティブ取引に係る所得と同様に、20%申告分離課税とした上で、両者の通算及び損失額の 3 年間の繰越控除を可能とします。

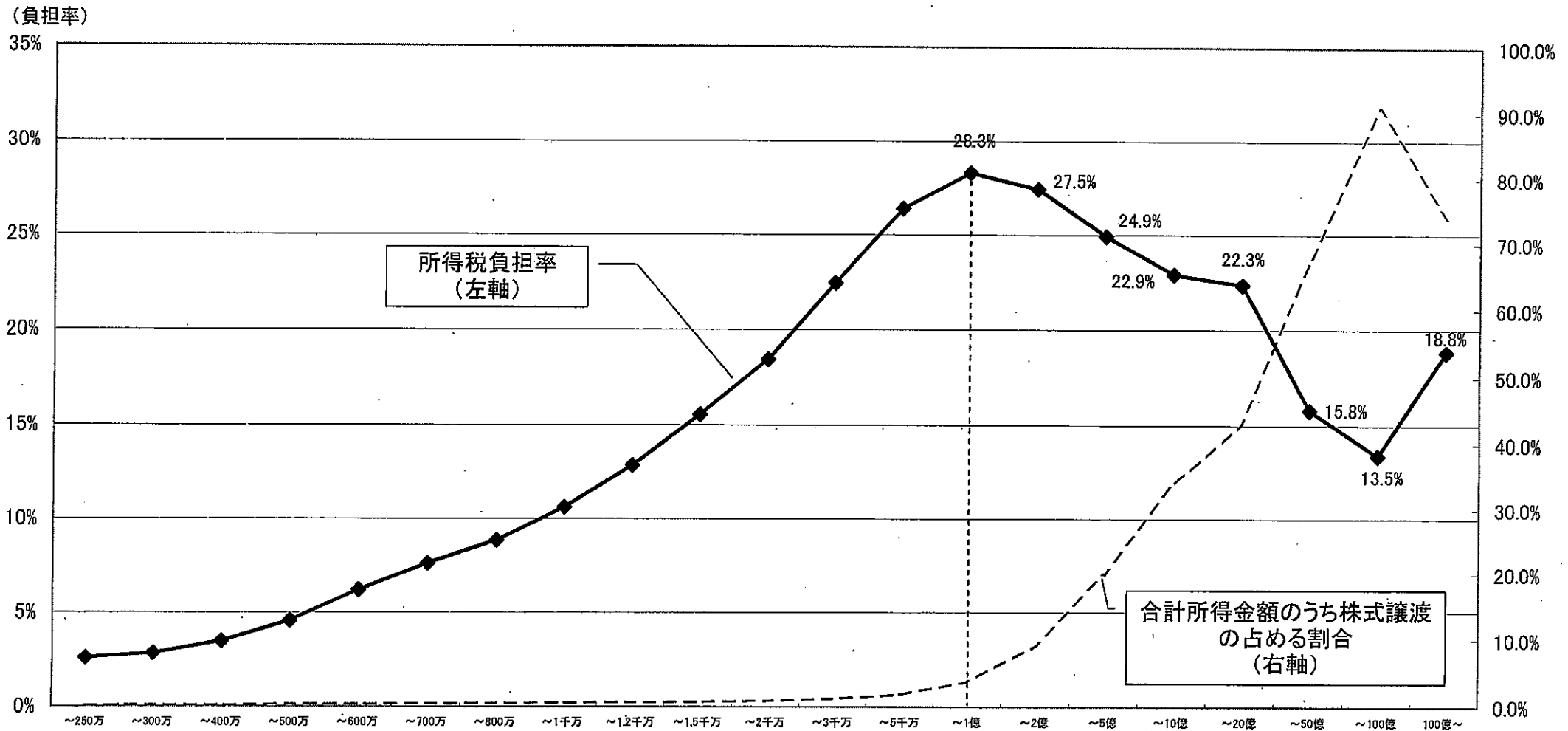
9. 検討事項

〔国税・地方税共通〕

（2）金融証券税制については、平成 26 年に上場株式等の配当・譲渡所得等に係る税率が 20%本則税率となることを踏まえ、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討します。

申告納税者の所得税負担率（平成20年分）

○ 株式等の保有が高所得者層に偏っていることや、分離課税となっている金融所得に軽減していること等により、高所得層で所得税の負担率は低下。



(備考) 国税庁「平成20年分申告所得税標本調査結果（税務統計から見た申告所得税の実態）」より作成。

(注) 所得金額があっても申告納税額のない者（例えば還付申告書を提出した者）は含まれていない。

(合計所得金額:円)

また、申告不要を選択した場合の配当所得や源泉徴収で課税関係が終了した源泉徴収特定口座における株式等譲渡所得や利子所得等も含まれていない。